

平成 25 年 9 月 30 日

## 一般社団法人 LIQCA 液状化地盤研究所の会員、ユーザーについて

### 1. LIQCA 液状化解析プログラムの使用を希望される個人および法人

1.1 プログラムの使用を希望される個人および法人は、セミナーへ参加していただきユーザーとなっていただきます。ユーザーはセミナーへ参加時に参加費を支払い、契約書を取り交わすことによって、液状化解析プログラム(実行形式プログラム公開版)を使用することができます。必ずしも下記の会員になる必要はありません。

1.2 液状化解析手法 LIQCA 開発グループ(任意団体)は 7 月 10 日設立の一般社団法人 LIQCA 液状化地盤研究所へ移行しました。そのため、昨年までのユーザーで今後引き続きプログラムの使用を希望される方は、新たな法人と契約を交わす必要があります。

### 2. LIQCA 液状化地盤研究所の会員について

LIQCA 液状化地盤研究所の会員は、正会員および賛助会員により構成されます。

2.1 正会員はこの法人の目的に賛同し、LIQCA 液状化地盤研究所のプログラム開発に参加できる法人、団体もしくは個人とする。入会に関しては、定款第 7 条に記載のとおり、理事会の承認が必要です。また、別途、開発実績や能力に関し審査を行います。また、定款第 6 条により、正会員をもって「一般社団法人および一般財団法人に関する法律」(以下「一般法人法」という)上の社員となります。

(注: 当法人は特殊技術普及型の法人ですのでユーザーは会員である必要はありません)

2.2 賛助会員はこの法人の目的に賛同し、この法人の活動を支援する法人、団体もしくは個人とする。また、この法人が開発し、公開するプログラムの入出力のソフトウェアを開発し、販売することを希望される賛助会員は、理事会で承認されかつ会費の条件を満たす場合に限ります。詳細は別途協議が必要です。

### 3. セミナー参加費、会費について

#### 3.1 ユーザーのセミナー参加費

セミナー参加費は1名分1回50,000円とします。セミナー参加人数に余裕があるとき参加でき、同じ法人からの2人目からの参加者には、別途の減額参加費(印刷資料なしで10,000円)を申し受けます。

#### 3.2 会員の会費は、会費などに関する細則に基づき次のとおりとなります。

(1) 正会員 法人会員および団体会員 200,000円/年  
個人会員 10,000円/年

(2) 賛助会員 100,000円/年(1口以上)

ただし、賛助会員でこの法人が開発したプログラムの入出力のソフトウェアを開発し、販売を希望する会員は2.5口以上(250,000円/年)とする。

(3) 新たな会員は入会金が必要です。

### 4. 入会に伴う特典

#### 4.1 正会員としてご入会いただいた場合

- (1) この法人の社員総会における議決権(1議決権)の取得ができる。
- (2) この法人が開発もしくは提供する解析プログラムの一部またはすべてを使用ができる。ただし、法人および団体会員の使用权者は法人代表者、またはそれに代わる者とします。
- (3) この法人が主催するセミナー等への参加が、セミナー費用なしで参加できます。法人会員にあっては2名以内とします。ただし、会場が狭い場合1名とさせていただきます場合があります。

#### 4.2 賛助会員として入会いただいた場合

- (1) この法人が主催するセミナー等への参加することができ、この法人が提供する実行形式プログラム(公開版)を使用することができる。人数は1名に限ります。

- (2) 賛助会員でこの法人が提供するプログラムの入出力のソフトウェアを開発し、販売を希望する会員は、審査の上入出力のソフトウェアを開発販売できます。セミナーへの参加にあたっての費用は会費に含まれています。

※ その他、セミナー参加、入会等についての詳細は、事務局にご照会ください。